

議案第 2 号

会費の使途について

定款第 8 条の規定に基づき、会員が納める会費に係る使途について、次のとおり議決を求めます。

記

会員が納める会費は、会員相互の事業及び管理費に充てるものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

一般社団法人花巻観光協会
会長 高 田 貞 一